

クレーン運転業務に係る特別教育の開催について

令和4年6月

青森労働局長登録教習機関
実施機関：弘前地区労働基準協会

事業者は、つり上げ荷重5t未満のクレーン（移動式クレーンを除く）の運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

そこで、下記要領によりクレーン運転業務特別教育を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 日 時 「学科」 8月19日(金) 9時00分～17時00分
20日(土) 9時00分～11時00分 } 合計 2日間
「実技」 8月20日(土) 12時30分～16時30分
2. 講習会場 「学科」 8月19日・20日 サンライフ弘前 2階研修室
「実技」 8月20日 (有)新栄工業 加工場
(弘前市神田1丁目2-2)
3. 受講料 ・1名 17,105円(テキスト代(1,705円)・消費税込み)
・協会会員事業場は、12,705円(テキスト代(1,705円)・消費税込み)
4. 支払い方法 受講料は、下記銀行に振り込みをお願いします。
(手数料は、ご負担願います。)

青森銀行 津軽和徳支店 普通口座番号 103406 口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会
--

また、当協会へ持参してもかまいません。

5. 申込先 弘前市大字福田字福岡10
(一社)弘前地区労働基準協会
電話 0172-26-0663 FAX 0172-29-1226
6. 申込方法 同封の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、郵送又は持参して下さい。

◆修了証用写真を1枚添付してください。

- ①写真サイズ：縦30mm×横24mm
②6ヶ月以内に撮影したもの。 写真
③正面、脱帽、上三分身、背景無地
④写真の裏には必ず氏名を記入して下さい。

横24mm



縦30mm

7. 申込締切 令和4年 8月10日(水)
※但し、定員に達し次第、申込受付を終了いたします。
8. 注意事項 ①講習時間が法令で定められていますので、遅刻・早退・欠席等がありますと、修了証の交付が出来なくなりますので予めご了承下さい。
②学科講習時には、筆記用具・電卓をご持参下さい。
③2日目に実技を行いますので、実技に適した服装で受講して下さい。※作業服、安全靴、保護帽を準備の上受講して下さい。
④また、申込み後の取消しは締切日までにご連絡のあった場合に限り受講料をお返し致します。申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しませんので、あらかじめご了承下さい。しかし、新型コロナウイルス感染拡大等により当協会の都合で中止となった場合は、受講料をお返しいたします。受講料以外につきましては、各自ご負担いただきますようお願いいたします。